

十日町市将来人口推計業務委託
仕 様 書

新潟県十日町市

1 委託業務名

十日町市将来人口推計業務委託

2 事業概要

十日町市の各行政区の将来人口（男女別・年齢別）を推計し、今後の地域づくりのあり方を検討するとともに、将来を示す資料として各行政区と共有する。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

4 作業場所（又は納入場所）

十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市役所総務部企画政策課

5 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受託者の一方的判断によらず、発注者との協議の上、決定するものとする。

【法令等】

- ①十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）及び同規則別記委託契約条項
- ②十日町市個人情報保護条例（平成30年十日町市条例第43号）
- ③その他業務の実施に係る関係法令

6 業務の内容

平成27年国勢調査結果による十日町市の各行政区の人口・世帯数を基準とし、十日町市と各行政区別の将来の男女別・年齢別人口及び世帯数を推計する。単独行政区での推計が困難な場合は、市と協議の上複数行政区を一つの地区として推計する。

(1) 人口・世帯の動態分析

十日町市と各行政区について、これまでの人口、世帯数、社会移動・自然増減の推移や傾向を総数・年齢別・男女別に分析する。

また、全国、首都圏、近隣都市などの人口、世帯数の変化や動向を把握、比較し、十日町市の人口動態の状況や、各行政区の人口動態の特徴を分析する。

(2) 十日町市・行政区別の人口の推計

(1)の分析結果等から、十日町市と行政区別の男女別・年齢別の将来人口について推計を行う。

また、推計結果については、人口密度や可住面積などからその妥当性を検証するものとする。

ア 基準となる時点及び人口

平成 27 年国勢調査結果による十日町市の各行政区の人口

イ 推計対象とする期間

2015 年から 2060 年まで

推計する年は 2015 年を開始年とし、5 年間隔の推計を行う。

ウ 推計方法

推計方法については効果的な方法を提案し、市と協議のうえ推計を行う。また、通常の推計と別に、推計対象期間中に集落機能の維持を継続するためのシミュレーションを作成すること。

エ 推計年齢単位

5 歳階級別とする。

(3) 十日町市・行政区別の世帯数の推計

十日町市と行政区別に、世帯数を推計する。

ア 基準となる時点及び世帯数

平成 27 年国勢調査結果による十日町市及び各行政区の世帯数

イ 推計対象とする期間

2015 年から 2060 年まで

推計する年は 2015 年を開始年とし、5 年間隔で推計を行う。

ウ 推計方法

(2) で推計した年齢 5 歳階級別の人口推計結果から算出する。また、集落機能の維持を継続するためのシミュレーションでも世帯数を推計すること。

(4) 成果物

本推計の成果物について、将来人口推計に影響がある要因（出生数や移動数等）を本市が別途入力し、推計に反映できる手法も合わせて検討すること。

また、成果物は各行政区と共有することを前提に、グラフ等を用い分かりやすいものとなるように工夫すること。

(5) 業務の内容で重視する視点

本市の人口減少の要因や地域特性を捉え、各行政区の長所や短所、強みや弱みなどの特徴を踏まえた、独自性のある創意工夫された提案であること。

7 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託をする場合、受託者は再委託先に対して、本仕様の内容を遵守させなければならない。

8 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、本件業務遂行に関連して、発注者から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講じるものとする。

(2) 開示の禁止

受託者は、発注者の秘密情報について本件業務の目的の範囲内で使用するものとし、発注者の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。

(3) 業務終了後の継続

秘密の保持は、本業務終了後または、契約解除後も適用する。

9 個人情報の保護等

受託者は、本仕様書による業務を実施するに当たり情報漏えい等の事故を防止するため、別紙1及び別紙2を遵守し、セキュリティ対策に万全を期さなければならない(別紙1及び別紙2中、甲とは十日町市をいい、乙とは受託者をいう)。

10 報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対し本件業務の履行状況について報告を求め、実地に調査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

11 打合せ協議

本業務の実施にあたり、打合せ協議は「業務着手時」と「完了時」の計2回を予定するものとし、「業務着手時」および「完了時」には管理技術者が立合うものとする。

12 提出書類

(1) 委託業務着手届

- ・業務工程表
- ・業務遂行体制表 等の提出を含む。

(2) 打ち合わせ議事録

(3) 調査報告書(簡易製本)

3部

(4) 本業務に関連して取りまとめた資料

1式

(5) (3)・(4)のデジタルデータ(CD-ROM等の記録媒体)

1式

(6) 委託業務履行届

(7) その他市が必要とする図書

全ての提出書類は紙媒体及び電子データで提出することとし、提出部数及び用紙サイズは打ち合わせの上決定する。

13 書類の作成

本業務の遂行上必要な書類は、原則として受託者が作成するものとする。ただし、十日町市が保有する資料等で業務に必要と認められるものは貸与する。その際、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

14 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、受託者は直ちに発注者に申し出て、双方協議するものとする。なお、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることは、協議のうえ受託者の責任において適正に実行すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、その処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告するとともに対応を協議しなければならない。

(損害賠償)

第13 乙は、第12の場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別紙 2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第 5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第 6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 十日町市個人情報保護条例（平成 30 年十日町市条例第 43 号）

(実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。